

令和 8 年 第 7 回農業委員会議事録

令和 8 年 7 月 2 4 日午後 3 時 0 0 分に第 7 回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 伊勢村 孝 之	2 番 阿 部 真 一	3 番 西 塚 喜 行
4 番 高 橋 央	5 番 五十嵐 弘 幸	6 番 本 間 俊 悦
7 番 星 川 智 一	8 番 齊 藤 智 実	9 番 星 川 孝 子
1 0 番 石 塚 清	1 1 番 矢 作 廣 昌	1 2 番 近 藤 剛
1 3 番 井 上 玲 子	1 4 番 井 上 大 輔	1 5 番 井 向 隆 文
1 6 番 黒 山 誠 悦	1 7 番 西 塚 孝 也	1 8 番 沼 澤 克 己
1 9 番 五十嵐 純 一		

2. 遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

4 番（高橋 央） 1 7 番（西塚 孝也） 番（ ） 番（ ）

《無断遅刻》

番（ ） 番（ ） 番（ ） 番（ ）

《通告欠席》

8 番（齊藤 智実） 番（ ） 番（ ） 番（ ）

《無断欠席》

番（ ） 番（ ） 番（ ） 番（ ）

3. 本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	五十嵐 満徳	事務局長補佐	加藤 誠
事務局主査兼係長	今田 純子	事務局主事	菅野 幹太

4. 本会議の会議件数は次のとおりである。

報第12号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

議第24号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第25号 非農地証明願について

議第26号 農地法第5条の規定による許可申請について

議第27号 尾花沢市農用地利用集積等促進計画について

令和 8 年 第 7 回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和 8 年第 7 回通常総会を 7 月 2 4 日（金）市役所大会議室において午後 3 時 0 0 分より開会した。

（事務局 五十嵐局長）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。伊勢村孝之会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（事務局 五十嵐局長）

ご着席ください。8 番齊藤智実委員より欠席する旨、4 番高橋央委員、1 7 番西塚孝也委員より遅れる旨連絡がございました。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は 1 7 名であります。よって農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（本間会長）

皆さん総会ご出席ありがとうございます。ご苦勞様です。この総会は農業委員会体制が新しくなって第 1 回目の総会でございます。毎月 2 5 日に総会があるわけなんですけれども、不定期にあるわけではございません。2 5 日が土日祭日になった場合は、今日のように前倒しになるか、月曜日になるかということで、今月であれば 2 4 日ということなんですけれども、2 5 日に決まっておりますので、そのへん自分の都合を何とかつけて、欠席なさらないように出席をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

（事務局 五十嵐局長）

ありがとうございました。次に議長であります。農業委員会会議規則第 5 条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よりお願いいたします。

(議 長)

これより令和8年第7回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、3番西塚喜行委員、5番五十嵐弘幸委員、以上の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長補佐をして報告いただきます。事務局長補佐。

(事務局 加藤局長補佐)

命によりまして、農業委員会事務処理報告をさせていただきます。次第書裏面をご覧ください。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議 長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。はじめに、報第12号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

今田主査。

（事務局 今田主査）

それでは、農地法第 18 条第 6 項の規定による解約通知についてご報告いたします前に、有償の貸し借りである賃貸借の解約について、新任の方がいらっしゃるのご説明いたします。

農地法第 18 条では「農地を賃貸借の当事者が農地等の賃貸借の解除や解約の申し入れなどを行う場合は県知事の許可を受けなければならない。」とされています。

ただし、貸し人と借り人の両者が納得した上で行われる「合意解約」の場合は両者の合意日が賃貸借契約の終了日となり、県知事の許可を要しないと農地法第 18 条第 6 項において規定されております。

事務局では両者による合意解約の通知書を受理し、内容を確認し解約日付けで賃貸借契約を終了する処理を行います。毎月 10 日頃の申請締切日まで届出のあったものをその月の総会で報告いたします。

それでは議案書 1 ページをご覧ください。今回の合意解約の案件は 2 件です。解約後の利用についてですが、自作が 1 件、相続を機に貸借条件を見直すべく解約するものが 1 件になります。

以上で報告を終わります。

（議 長）

只今、事務局より報告がありましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第 10 条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

（議長を呼ぶ声あり）

（議 長）

菅野主事。

（事務局 菅野主事）

補足説明のほうさせていただきます。当日の資料といたしまして皆様のお手元に黄色い冊子のコピーをしたものを置かせていただきました。8月3日に行われます新任農業委員、推進委員の研修会の資料で18条と3条、5条の内容だけコピーをしたものになります。只今の18条ですが、表紙そのまま裏返しにさせていただきました、裏表紙のところが該当の頁になります。簡単に説明をさせていただきます。

今田の説明にありました合意解約以外の解約の方法なんですが、主に解約の申し入れですとか、貸借の解除、更新の拒絶というものがございます。案件はなかなかないんですけれども、具体的な流れといたしましては、単独で主に貸し人側の申請がありました場合に、総会で審議をいたしまして、40日以内に県知事のほうに進達をいたします。

併せまして、常設審議委員会の諮問を受けまして、常設審議委員会の意見書を付して県知事に進達をいたします。県ではこの進達を受けましたならば、参考人招致といたしまして、貸借人両者の招致と農業委員会の関係者の招致をいたしまして、内容の確認を行います。県内部での審査を経て、解約の許可申請から6ヶ月以内に許可を通知するというものになります。許可の判断基準はこの黄色い冊子の裏の3番、許可の判断基準の1から6のいずれかに該当しなければなりません。合意解約で判子をいただくのができないようなケース、相談を受けるようなケースがもしかすると農業委員の皆様にはこれから出てくるかもしれません。説明の方にもありましたけれども、もしこれらの許可基準に該当しそうなもので、かつ合意解約で両者の署名、判子が得られないようなケースの場合には、農業委員会の事務局にもご相談いただきますようにご案内をお願いできればと思います。

以上です。

（議長）

その他、ご質疑ございませんでしょうか。

（なしの声あり）

（議長）

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第12号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員

の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に議第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

今田主査。

(事務局 今田主査)

農地法第3条は、田畑である農地や牧場や草地である採草放牧地を別の目的で使用する転用以外で貸し借りや売り買いなどを規制するものです。毎月10日頃の締切までに申請のあったものについて、担当地区の農業委員へ申請書や案内図をお送りしておりますが、普段の農業委員会活動や必要に応じて聞き取りや現地調査など行っていただきまして、総会の審議の場で許可か不許可か審議をしていただきます。不許可要件と呼ばれる許可基準を満たさないことや、農業法人以外の貸借の場合は解除条件を付す場合の許可要件である農地法第3条第3項各号を満たす場合には許可とすることができます。その後、許可相当であれば許可証を交付します。不許可相当であれば不許可理由を示します。

それでは、今月申請のありました案件についてご説明いたします。

所有権の移転が3件、賃貸借権の設定が4件です。個別の内容については資料のとおりですので省略し、譲り渡し人と貸し人側の事由の件数のみ読み上げます。

まず、2ページが所有権移転分です。所有権移転の申請事由ですが所有者の農業廃止によるものが2件、その他として受け人側の要望によるものが1件です。このうちNo.1と2は空き家バンクに登録された、またはそれに準じる家屋とセットで隣接の農地を売買し

なければ管理できる方が不在となることで荒廃するおそれがあるため特例的に取得を認めるべきものです。

次に、３ページから４ページが賃貸借権の設定です。申請事由ですが所有者の農業廃止によるものが３件、労力不足によるものが１件です。No. １から No. ７は、不許可要件である農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

以上、説明を終わります。慎重なる審議を宜しくお願いします。

（議 長）

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

（なしの声あり）

（議 長）

質疑も無いようですので、終結いたします。

これより議第２４号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

（議 長）

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第２５号「非農地証明願について」を上程いたします。事務局の報告、説明を求めます。

（事務局 挙手）

（議 長）

菅野主事。

（事務局 菅野主事）

非農地証明願につきましては、法律に基づかない行政サービスでございまして、農地法のこちらのテキストにはございませんので、こちらについては私の方で口頭で説明をさせていただきます。

こちらの主な証明の範囲といたしましては、農地性を失い、引き続き20年以上経過したもので、かつ、耕作できる状態に復元するものが困難なもののうち、実情や実態がやむを得ないとして農業委員会が認めたものになります。

2つ目が過去に農地転用の許可や届け出の受理により転用を行いましたが、許可書を紛失したなどにより地目変更の登記を行わず、そのままになっていたものを、地目変更を行うために申請するものになります。

3つ目に天災等の自然現象により、農地等へ復旧することが将来においても不可能なもの、がけ崩れだとか川に飲まれたもの、農地がもうなくなってしまったようなケースで証明するというふうになります。

今回の説明に移らせていただきます。今回、調査主任であった齊藤智実委員が急遽休まりましたので、私から報告いたします。今月16日に前体制の現地調査班第3班の齋藤吉勝元委員と山口栄子元委員と、そして5月の現地調査で西塚孝也委員と齊藤智実委員が今回交代となりましたので、齊藤智実委員と私菅野の4名で現地調査を行いました。

まず、議案書の6ページ、案内図の1をご覧ください。案内図1の寺内字樫木と南沢字ブナノ木沢に向かったところ、バツ印①の箇所までは行けたのですが、それより先は道両脇の草や雑木が覆いかぶさるような状況で、進入することができませんでした。航空写真やその他の状況からして、その地点以降は管理された農地ではないと判断してまいりました。

次に議案書7ページ、案内図2の下側のほうですが、南沢字岩坂のバツ印②の箇所までは行けましたが、道路も車が走行するには狭く、周辺の農地も耕作しておりませんでしたし、こちらも航空写真で確認したところ、耕作はされているような状況ではなかったため、農地性はないと判断してまいりました。

最後に集落内の南沢字西ですが、こちらは現地まで到達できまして、現地に行ったところ、杉や雑木が生えており、こちらは農地性がないと直接審議してまいりました。

こちらにも皆様の机に、当日の資料としまして写真台帳を置かせていただきました。こちらは、申請代理人の東根市に事務所を置く富樫行政書士から現地写真が提出されておりましたので、参考までに置かせていただきました。

以上で、現地調査班としての状況報告を終わります。

（議長）

只今、報告・説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

（なしの声あり）

（議長）

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第25号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

（議長）

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第26号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の報告・説明を求めます。

（事務局 挙手）

（議長）

菅野主事。

（事務局 菅野主事）

改めまして、またこちらの黄色いテキストのほうをご確認ください。ページは23ペー

ジから 25 ページになります。23 ページを開いていただければと思います。

農地転用とは、農地を農地以外の目的に使うものになります。こちらは勝手にすることはできず、農業委員会を経由しまして、県知事の審査を受け、県知事の許可を受ける必要があります。

農地法の第4条と第5条が転用に関する規定を示すところなのですが、農地法の第4条は、自身が所有権を持つ農地か、または貸借権の設定を受けている農地、いわゆる借り受けている農地の転用を規制するものです。

今回の審議の案件の農地法第5条は、転用と所有権の移転や貸借権の設定を同時に行うものになります。農地転用の申請があった際には、農業委員会で現地調査を行い、総会の方で調査主任者の方から報告をいたしまして審議を行っております。県知事へ進達し、審査をして、こちらでも審査をしまして、許可・不許可を判断しますが、申請から許可までのおおよその期間は2ヶ月になります。

24 ページをご覧ください。今ご説明いたしました審査の申請から、県知事の許可までの流れの方が24 ページにさっきの流れとして示されております。

次に25 ページの方をご確認ください。農地転用の許可の要件としましては、1 つが一般的な基準で、一般基準と呼ばれるものと、もう1 つが農地区分ごとの許可基準である立地基準というものがございます。

今回の案件ですが、議案書の13 ページをご確認ください。今回の場所は、笹原光政元委員の家の向かい側で現在小学校建設の工事が進んでいる土地の隣の部分になります。市道の歩道を整備する現場事務所、資材置き場、工事車両の臨時車両が近隣で確保できず、申請地を選定したとのことでした。

16 日現在はずでに整地作業が入っております、整地された土地は転用計画地の通りでした。取水はしませんので、汚水、生活雑排水は発生しません。現場事務所はプレハブ小屋で日陰になるような場所も限定的ですので、影響は軽微と思われます。また、今回の転用は一時転用です。来年の春には復旧される予定になります。復旧を容易のものとするために鉄板を敷き、養生をするとのことでした。

一般基準としまして、申請者に対する信用の部分ですとか、資金関係、土地に対する地上権や抵当権などの整備、農地法以外での法律に基づく諸手続きや転用の事業規模、周辺農地や農業者の農地集積への支障の有無、一時転用の場合、復旧見込みが1 つ判断となる

んですが、これらはすべてクリアしているものと思われます。

もう1つが、農地区分と農地区分ごとの立地基準に当たるわけですが、皆様の机にA4横のプラカードがございまして、それで農地区分の方のページを見ていただけますでしょうか。今回の土地は農業振興地域の農用地区域に指定されております。一番上の行になります。プラカードをめくっていただきまして、農地区分ごとの立地基準をご確認ください。農用地の場合ですと、農地転用は原則許可いたしません。

しかしながら、例外がございまして、土地収用事業に該当するものや、農業振興に資する農業用施設であるとか、一時的な仮設の工作物の設置。今回の一時転用はこれに当たるわけですが、こういうものについては例外的に許可し得るものとされております。よって、立地基準も満たしていると思われます。

最後に、本来、工事に入る前に農地転用の申請をいただき、県知事の許可を受けた上で工事をしていただく必要があるのですが、市道工事の関係で、事業者の方も、そちらの理解がなってなかったということで、現地調査班の方で次回からはしっかりしていただくように、次回からはちゃんと事前に申請して、そして許可を受けていただくようにお話をし、てまいりまして、調査を終了いたしました。

以上で説明を終わります。慎重審議をよろしくお願いいたします。

（議長）

只今、報告・説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

（なしの声あり）

（議長）

質疑も無いようですので、終結いたします。

これより議第26号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第 27 号「尾花沢市農用地利用集積等促進計画について」を上程いたします。

ここで審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第 31 条議事参与の制限により、15 番井向隆文委員の退席を求めます。

(15 番 井向委員 退席)

(議 長)

それでは、事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、議第 27 号尾花沢市農用地利用集積等促進計画についてご説明いたします。

促進計画は、農地法とは異なる農地中間管理事業の推進に関する法律に基づくものです。農地法第 3 条では相対による貸借や売買を案件としておりましたが、こちらの促進計画はやまがた農業支援センターが間に入り申請などの手続きを行ったり、口座振替により賃料や対価を支払うなどするものです。農地法 3 条では農業者や新規就農者などに対して許可をしますが、促進計画ではそれに加えて地域計画に位置づけられていることも要件の 1 つとしております。また、農地法 3 条 2 項の不許可要件同様に、促進計画では要件を満たす場合には認可しなければならないという認可要件もございます。

それでは、議案書 16 ページの促進計画の総括表をご覧ください。今回申請のありました促進計画は、賃貸借設定が 2 件です。

申請地は、農業振興地域の農用地区域内の農地が 8,349 m²、農用地区域外の農地が 2,351 m²です。尾花沢地区の地域計画に含まれている農地が 8,349 m²、地域計画に未編入の農地

が 2,351 ㎡です。

対象人数は、賃貸借が出し手 2 名、受け手 1 名になります。

借賃の値幅は、下段中央の表の表記のとおりになります。

17 ページからは市より計画要請のあった順に記載しました個別の申請状況案件の内容になります。今回、受け人の株式会社アグリライフデザインは、15 番井向委員の会社になります。

これらの案件の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項にあります各号の認可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（議 長）

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

（なしの声あり）

（議 長）

質疑も無いようですので、終結いたします。

これより議第 27 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

（議 長）

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

15 番井向隆文委員、復席願います。

（15 番 井向委員 復席）

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重

なる審議、誠にありがとうございました。

これをもって、令和８年第７回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午後３時３９分　以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和８年７月２４日

尾花沢市農業委員会

議　長 _____

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____